

総合事業 ～ケアマネジメントについて～

高齢者介護の基本的な考え方

① 高齢者介護のあり方と7原則

区では次の「高齢者介護のあり方」を目指し、その実現のために「高齢者介護の7原則」を基本原則として設定している。

高齢者介護のあり方

「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の共助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても住み慣れた我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しを立てられるようにする。

高齢者介護の7原則

- ① 自立支援と家族への支援
- ② 利用者本位（介護サービス利用者の意思および選択の尊重）
- ③ 予防の重視（心身能力の維持向上、その機能の低下の予防を重視）
- ④ 総合的効率的なサービスの提供
（保健、福祉、医療連携、介護サービスの総合的かつ効率的な提供）
- ⑤ 在宅生活の重視（可能なかぎり自宅で生活を送ることができるための支援を重視）
- ⑥ 制度の健全運営（保険財政の健全な運営、制度の公平かつ公正な運営）
- ⑦ 地域の支えあい（コミュニティサポート）（住民相互の支援活動との連携）

② 品川区在宅介護支援システムの基本方針

「高齢者介護のあり方」「高齢者介護の7原則」に則し対応するしくみである品川区在宅介護支援システムの基本方針を定めている。

1. 身近な地域のワンストップサービス窓口となる

13 地区に配置した 20 の在宅介護支援センターが、高齢者の介護、生活支援に関する総合的な相談およびサービス調整を行う利用者に、身近なワンストップサービス窓口として機能する。

2. 社会資源を活用した総合的なケアマネジメントを行う

利用者の立場で考えると、1 か所ですべての相談に応じてもらえるとともに、総合的なケアプランの立案やサービス調整を実施してもらえるようなシステムであることが望ましい。

そこで、在宅介護支援センターが拠点となり、相談機能や総合的なケアマネジメント機能を、区、医療機関、訪問看護ステーション、民間事業者、民生委員等の地域の様々な社会資源と連携し、調整を図りながら進める。

3. 高齢者の状況変化に対応した柔軟かつ継続的なサポート

在宅介護支援センターは、自立支援ネットワークを活用しつつ行う自立支援高齢者への支援と要介護高齢者を支える在宅介護支援システムの拠点としてケアマネジメントを行う。

高齢者の身体的、社会的状況は変化していくことを踏まえ、在宅介護支援センターは自立支援ネットワークと地域包括ケア、在宅介護支援システムを視野におき、柔軟にサポートする。

③ 品川区在宅介護支援システムの概要

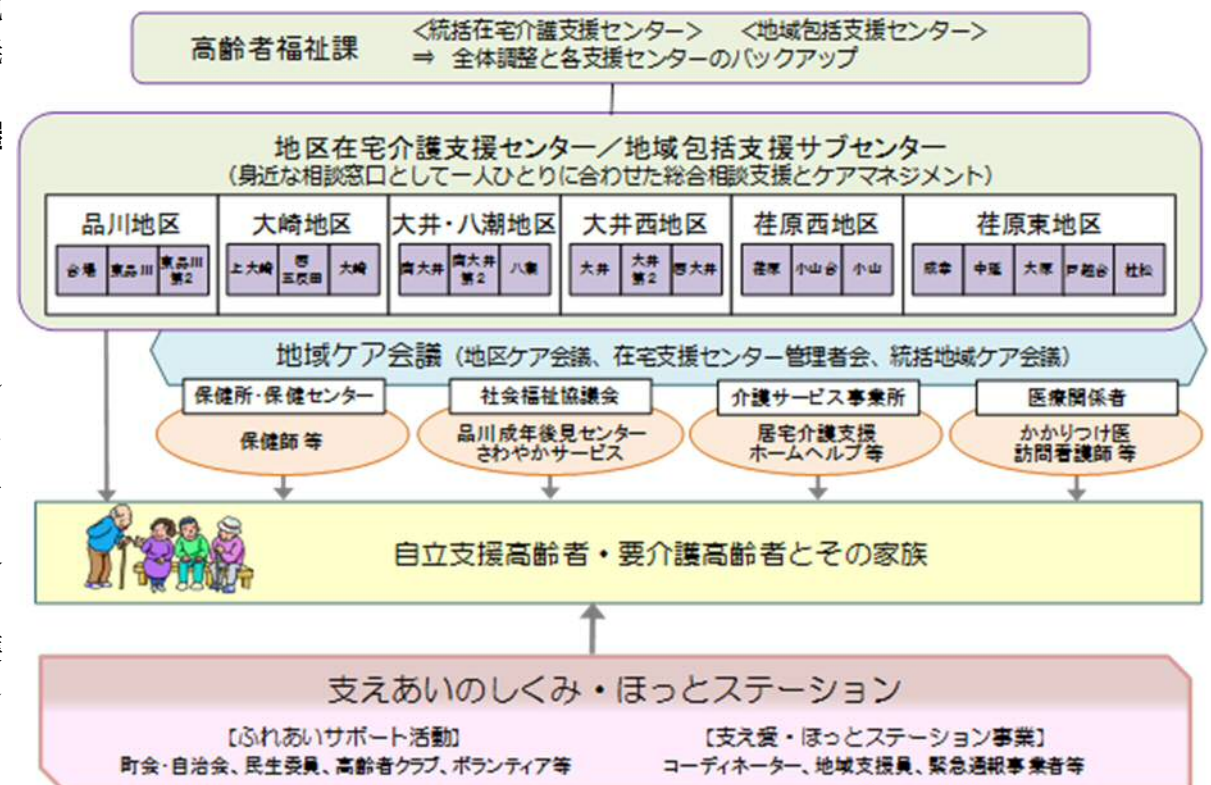
品川区在宅介護支援システムの基本方針を着実に推進するため、高齢者福祉課の統括型在宅介護支援センターを「品川区地域包括支援センター」に位置付け、地区在宅介護支援センターをサブセンターとして位置付け地域包括支援センター機能を果たすものとしている。

1. 在宅介護支援センターは在宅介護支援システムの要として、各地区に設置され、高齢者からの相談、介護マネジメント、そして要介護認定の調査を行ってきた。

2. 平成 18 年度制度改正により地域包括支援センターの設置が義務化され、同センターの機能は、
①総合的な相談窓口／実態把握／権利擁護機能、
②介護予防マネジメント、
③包括的・継続的マネジメントの支援

の3つを担うものとされた。

3. 品川区では在宅介護支援センターが、①、③および介護マネジメントの機能を果たしてきたことから、地域包括支援センター本体は高齢者福祉課とし、各地区における具体的な対応は、在宅介護支援センターに②介護予防マネジメント機能を強化し対応することとした。

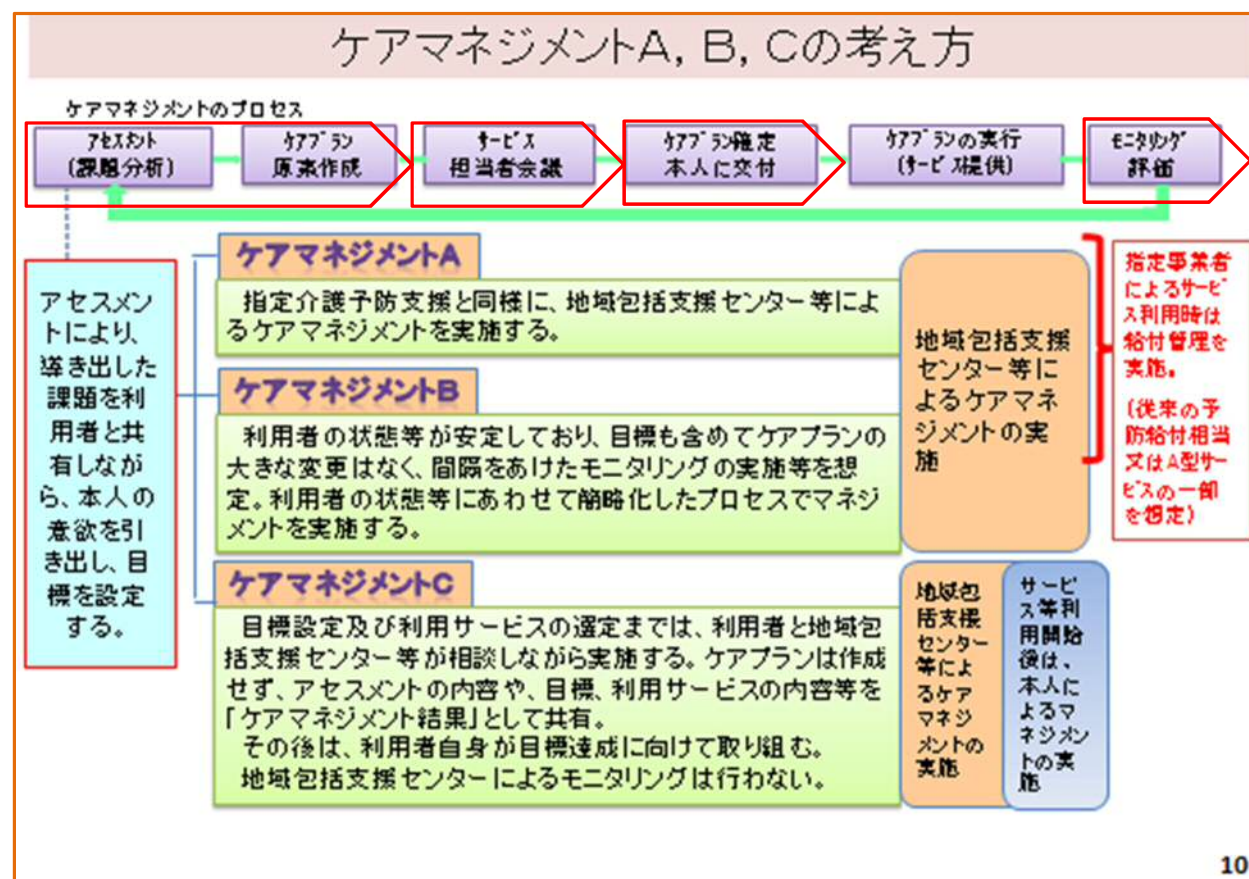


④ 介護予防マネジメント

介護予防マネジメントは、相談からアセスメント→サービス担当者会議→ケアプラン作成・交付→（給付管理）→モニタリング・評価の一連の流れで構成される。なお、実施主体は保険者（地域包括支援センター）とされている。

1. 相談からアセスメント・・・本人・家族の希望や支援に資する情報を収集（聴き取り）。
*基本チェックリストの実施・・・要介護認定手続きの必要性を把握。
2. サービス担当者会議・・・支援を行う各担当者が情報・課題等を共有。
3. ケアプラン作成・交付・・・具体的な支援計画を作成。
4. 給付管理・・・・・・・・・・国保連を通じてサービス提供事業者へ費用の支払を行うための手続き。
5. モニタリング・評価・・・サービスの評価および必要に応じたケアプランの見直し。

*国が示す総合事業におけるケアマネジメント類型については以下のとおり。



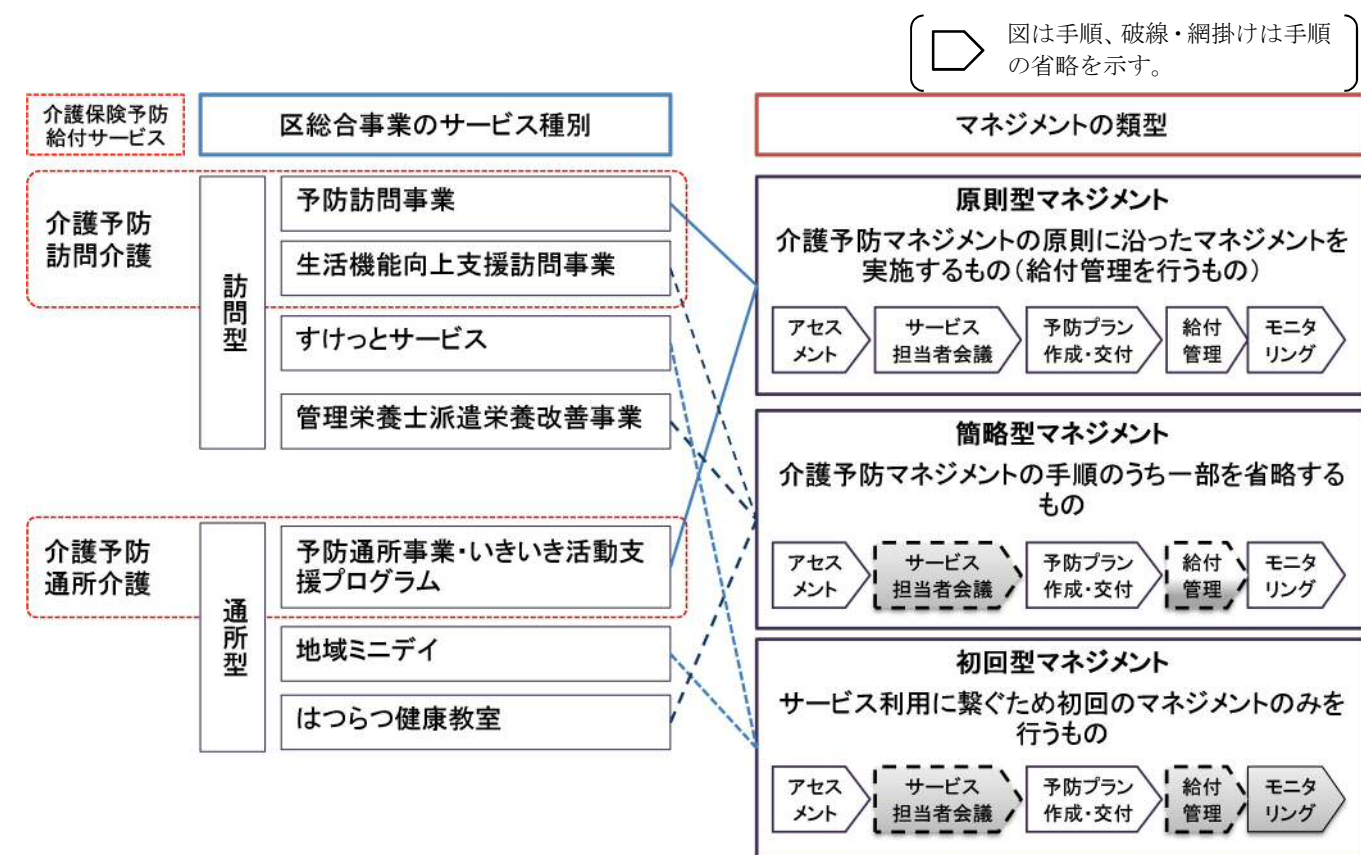
(厚生労働省資料「介護予防ケアマネジメントの考え方」)

⑤ 品川区総合事業におけるマネジメント

品川区の総合事業におけるマネジメントは、前述のとおりこれまでの区の高齢者介護に対する基本的な考え方に既に位置付けられており、総合事業実施前後でなんら変わるものではない。また、マネジメント手順においても介護予防ケアマネジメントの原則をふまえつつ、効率的かつ柔軟に対応するとともに、軽度者への対応は地域包括支援センターの役割であることをふまえ、在宅介護支援センターを中心に適切なマネジメントを実行している。

具体的には、区民からの相談に対し、丁寧に本人・家族の希望を十分に汲み取るアセスメントをふまえ、必要により基本チェックリストの実施を経て、要介護認定申請や総合事業等へつなぐなど、自立支援に向けたサービスを供給できるよう適切なマネジメントを実施している。

総合事業においては、介護予防ケアマネジメントの基本をふまえつつ、総合事業サービスの種類により、効率的なマネジメントを行うため、次の3類型により対応している。



【実績】平成29年3月末 介護予防マネジメント実施数

①事業対象者 473人 ②総合事業のみを利用する要支援者 1,838人

○在宅介護支援センターを中心とする品川区在宅介護支援システムの運営により、介護保険制度創設以降度重なる制度改正においても、区民・介護サービス利用者に混乱をきたすことなく、着実に制度運営を進めている。

○総合事業においても、品川区在宅介護支援システムを基盤とした適切なマネジメントにより、予防訪問介護・通所介護の一斉移行を全国に先駆け実現した。

○今後においても、さらに同システムの適正な運営により、地域包括ケアの推進・高齢者介護の充実に資するものである。